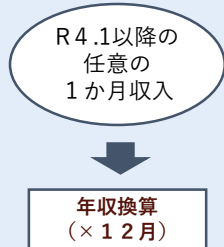


## 判定方法のイメージ

(じょうり市の給与所得者の例)



※所得は令和4年分の  
源泉徴収票又は年収換  
算から給与所得控除額、  
経費等を減額して算出



家族構成例	非課税相当限度額 (収入額ベース)	非課税限度額 (所得額ベース)
単身又は扶養親族が いない場合	96.5万円	41.5万円
配偶者・扶養親族(計1名) を扶養している場合	146.9万円	91.9万円
配偶者・扶養親族(計2名) を扶養している場合	187.9万円	123.4万円
配偶者・扶養親族(計3名) を扶養している場合	232.7万円	154.9万円
配偶者・扶養親族(計4名) を扶養している場合	277.9万円	186.4万円
<b>障害者、寡婦、ひとり親の場合</b>	<b>204.3万円</b>	<b>135.0万円</b>

(参考) 非課税(相当)限度額の考え方  
※じょうり市の場合

○所得額ベース  
31.5万円×世帯人数(注)+10万円+18.9万円  
(※単身又は扶養親族がいない場合は  
41.5万円)

○収入額ベース  
所得ベース限度額+給与所得控除額

(注)世帯人数は、申請者本人、同一生計配偶者  
および扶養親族(16未満の者も含む)の合計  
人数

※税法上の扶養に入る条件は、所得金額48万円  
以下(給与収入103万円以下)

該当する世帯は、左欄の額を適用。  
これを超えた場合には、上表を適用